

議案第10号

機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例について

機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定めるものとする。

平成30年 3月12日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、平成30年4月1日に実施する機構改革に伴い、関係条例を整理する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例

(みやき町保育所のあり方検討委員会設置条例の一部改正)

第1条 みやき町保育所のあり方検討委員会設置条例（平成20年みやき町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条中「健康増進子ども未来課」を「子ども未来課」に改める。

(みやき町立保育所運営事業者選定委員会条例の一部改正)

第2条 みやき町立保育所運営事業者選定委員会条例（平成21年みやき町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条中「健康増進子ども未来課」を「子ども未来課」に改める。

(みやき町子ども・子育て会議設置条例の一部改正)

第3条 みやき町子ども・子育て会議設置条例（平成25年みやき町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第9条中「健康増進子ども未来課」を「子ども未来課」に改める。

(みやき町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)

第4条 みやき町予防接種健康被害調査委員会条例（平成17年みやき町条例第82号）の一部を次のように改正する。

第8条中「健康増進子ども未来課」を「健康増進課」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

機構改革に伴う関係条例の整理に関する条例に係る新旧対照表

第1条 みやき町保育所のあり方検討委員会設置条例の一部改正

改 正 後	改 正 前
<p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、民生部<u>子ども未来課</u> _____に置く。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、民生部<u>健康増進子ども未来課</u>に置く。</p>

第2条 みやき町立保育所運営事業者選定委員会条例の一部改正

改 正 後	改 正 前
<p>(庶務)</p> <p>第6条 委員会の庶務は、民生部<u>子ども未来課</u> _____に置く。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第6条 委員会の庶務は、民生部<u>健康増進子ども未来課</u>に置く。</p>

第3条 みやき町子ども・子育て会議設置条例の一部改正

改 正 後	改 正 前
<p>(庶務)</p> <p>第9条 子ども・子育て会議の庶務は、民生部<u>子ども未来課</u> _____において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第9条 子ども・子育て会議の庶務は、民生部<u>健康増進子ども未来課</u>において処理する。</p>

第4条 みやき町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正

改正後	改正前
<p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、民生部健康増進課 _____ において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第8条 委員会の庶務は、民生部健康増進子ども未来課において処理する。</p>